

内密出産に対応するための体制の整備等の促進に関する法律案 概要

背景・必要性

- 令和5年度に心中以外で虐待死した18歳未満のこどもの数48人のうち、0歳で亡くなったのは33人、そのうち生後0日で亡くなったのは16人と、全体の3分の1を占めており、その全てが医療機関ではない場所で出生(こども家庭庁資料による)
- 女性が誰の助けも借りず自宅などで1人で出産する「孤立出産」は、生まれてくる子だけではなく、その女性の生命をも危険にさらす可能性があり、また、「孤立出産」をする女性の中には、妊娠が分かっているにもかかわらず、母子健康手帳の交付を受けない、妊婦健康診査を受けないことも多いとの指摘



こうした現状等に対処するためには、内密出産に対応することができるための体制の整備等が必要

内密出産：女性が氏名、住所等の本人を特定する事項をその出産に係る保健医療サービスを提供する医療機関の一部の職員のみ明らかにしてする出産

1. 基本理念【第2条】

- 内密出産に対応することができる医療機関が確保され、内密出産を希望する妊娠中の女性が出産に係る保健医療サービスの提供を受けることができるようにするとともに、当該女性に対する支援が適切に実施されることを通じて、母子の健康の保護が図られるようにすること。
- 内密出産により生まれた子について、心身ともに健やかに育成されるよう、できる限り家庭と同様の養育環境の確保が図られるようにすること。
- 内密出産により生まれた子が自らの出自に関する情報を知ることについて、必要な配慮がなされるようにすること。

2. 国・地方公共団体の責務【第3条】

3. 法制上の措置等【第4条】

4. 基本的施策

(1) 医療機関の確保等【第5条】

①内密出産を希望する妊娠中の女性が出産に係る保健医療サービスの提供を受けることができるための医療機関の確保、②内密出産への対応のための連携協力体制の整備、③医療機関の経済的負担の軽減その他内密出産への対応の適切な実施の確保についての必要な配慮

(2) 内密出産を希望する妊娠中の女性等に対する支援体制の充実等【第6条】

①妊娠、出産、育児等に関する相談等の支援に係る体制の充実、広報活動を通じた当該支援の周知等、②貧困、暴力、虐待等の問題の解決に資する施策との連携等

(3) 内密出産としての対応を希望しないこととした場合における連携協力の確保等【第7条】

(4) 内密出産により生まれた子の良好な養育環境の確保のための連携協力の確保等【第8条】

(5) 内密出産により生まれた子が自らの出自に関する情報を知ることに関する措置等【第9条】

①一定の要件の下での情報の開示等の制度の構築その他の内密出産により生まれた子による情報の入手に関する措置、②養育者・当該子に対する相談その他の支援のための環境の整備

(6) 医療機関の職員等の理解の増進【第10条】

(7) 実態調査の定期的な実施・結果の公表等【第11条】

(8) 関係行政機関の連携協力【第12条】

(9) 地方公共団体の措置【第13条】

(10) 児童相談所が内密出産により生まれた子の援助方針の策定に必要な調査(社会調査)に係る業務を行うに当たっての配慮【第14条】

5. 検討【附則第2項～第4項】

- ① 特別養子縁組制度に関し、内密出産により生まれた子について利用を促進する観点からの検討
- ② 内密出産についての周知を図るための方策に関する検討
- ③ 「匿名出産」の取扱いについての検討

について規定

施行日：公布の日